

静岡県がんセンター局告示第3号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月17日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内 田 昭 宏

4の表中

| | | | |
|--|----------|----------------------------|-------------------------------|
| イ ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん（扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） | 1 コースにつき | 2,600 | 1 コースは、薬剤の点滴静注による投与1回とする。 |
| ウ パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法 上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん | 1 コースにつき | 1 コース目 850 2 コース目以降 830 | 1 コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。 |
| エ テモゾロミド用量強化療法 膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。） | 1 コースにつき | 5,600 | 1 コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。 |
| オ 腹腔鏡下センチネルリンパ節生検 早期胃がん | 1 回につき | 61,100 | |
| カ 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） | 1 コースにつき | 7,000 | 1 コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。 |
| キ 陽子線治療 根治切除が可能な肝細胞がん（初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。） | 1 件につき | 1,600,000 | |
| ク 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。） | 1 コースにつき | 3,900 | |
| ケ 内視鏡的胃局所切除術 | 1 回につき | 243,000 | |

を

」

| | | | |
|--|----------|-----------|-------------------------------|
| イ テモゾロミド用量強化療法 膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。） | 1 コースにつき | 5,600 | 1 コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。 |
| ウ 腹腔鏡下センチネルリンパ節生検 早期胃がん | 1 回につき | 61,100 | |
| エ 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） | 1 コースにつき | 7,000 | 1 コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。 |
| オ 陽子線治療 根治切除が可能な肝細胞がん（初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。） | 1 件につき | 1,600,000 | |
| カ 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。） | 1 コースにつき | 3,900 | |
| キ 内視鏡的胃局所切除術 | 1 回につき | 243,000 | |

に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。